

就職を希望されるあなたへ！

女性少年室はあなたの就職活動を応援します
まず、女性少年室へご相談を



◎ あなたの就職活動は順調に進んでいますか？

男女雇用機会均等法が強化されました。

均等法が改正され、募集・採用から定年・退職に至るまでの各ステージにおいて、**女性に対する差別が禁止**されました。企業は、募集・採用について、男性と女性とで異なる取扱いをすることはできません。

就職活動でこんなことはありませんか？

女性少年室へいつでも相談を

あなたが**女性であるというだけの理由**で、希望する企業に応募する機会が得られなかったり、男性よりも不利な条件が付いていたり、必要な情報をもらえなかったりしていませんか。

みなさんの就職活動がスムーズに行えるよう、女性少年室では**年間を通して相談を受け付けています。**

就職活動において、男性と異なった取扱いを受けていると思われる場合には、電話などで**最寄りの女性少年室**（都道府県ごとに設置されている労働省の出先機関）に相談してみましょう。

平成11年度
労働省女性局／女性少年室

募集・採用での、男女異なる取扱いとは…

均等法では、労働者の募集及び採用について、**女性に対する差別を禁止**し、男女均等な取扱いを求めています。

女性に対する差別として禁止されるのは、次のような場合です。

- 1 募集・採用に当たって、女性であることを理由として、その対象から女性を排除すること。

(排除していると考えられる例)

- ☐ 「営業職」、「総合職」、「大卒技術系」などの募集で、男性しかとらないと言われた。
- ☐ 「営業マン」、「ウェイター」など男性を表す職種名で募集していた。
- ☐ 求人票では男女とも募集の対象となっていたのに、応募の受付等は男性のみを対象としていた。



- 2 男女をともに募集・採用の対象としているにもかかわらず、女性又は男性についての募集・採用する人数を設定すること。



(人数を設定していると考えられる例)

- ☐ 「大卒男性80人、大卒女性20人」等男女別に採用予定人数を明らかにして募集していた。
- ☐ 「男女社員10人募集、うち男性5人以上採用」と男性の人数を設定して募集していた。
- ☐ 男性の選考を終了した後で女性の選考が行われた。

----- キ リ ト リ 線 -----

◎ 就職活動中のあなたの経験を聞かせて下さい・・・

～ アンケートに御協力を ～

最寄りの女性少年室（6ページ）へFAXなどで送ってください

2・3ページのような、男女異なる取扱いと思われることを経験したら、その内容、企業名などを具体的に記入してください。

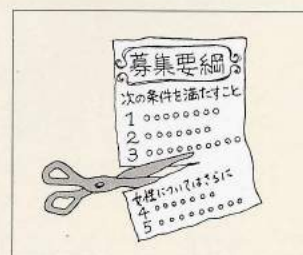
	具 体 的 な 例	企業名（所在地）
例えばこんな会社があった… ・男性のみを募集・採用 ・男女で募集人数が異なる ・女性は自宅通勤者に限定 ・会社案内がこない ・説明会が男性より遅い ・採用試験が男女で違う など		
就職活動をしていて感じたことなど ご意見をお聞かせ下さい		

性別：（女、男）／ 学部名（ ）／ 志望職種：（事務・営業・技術・他： ）
志望コース：（総合職、一般職）

3 年齢、未婚・既婚の別、通勤の状況その他の条件を付けて募集・採用する場合、女性に対して男性と異なる条件を付けること。

(異なる条件を付けていると考えられる例)

- ☐ 「男性30歳未満、女性25歳未満」というように、応募できる年齢の上限に男女差があった。
- ☐ 女性にのみ、自宅から通勤することを条件としていた。
- ☐ 女性にのみ、浪人又は留年していないことが条件と言われた。



4 求人内容の説明等募集・採用に関する情報の提供について、女性に対して男性と異なる取扱いをすること。

(異なる取扱いをしていると考えられる例)

- ☐ 会社案内等の資料が女性には送られてこなかったり、男性より遅く送られてきた。
- ☐ 男性に送られた会社案内等の資料と、女性に送られてきた資料が異なっていて、男性の方が詳しかった。
- ☐ 会社説明会の対象が男性のみであったり、女性を対象とする説明会が男性より遅く行われた。



5 採用試験等について、女性に対して男性と異なる取扱いをすること。



(異なる取扱いをしていると考えられる例)

- ☐ 採用試験で女性にだけ二次試験が行われた。
- ☐ 男性は面接のみ、女性は面接に加えて筆記試験が行われた。
- ☐ 面接の時、「結婚や出産をしても働き続けますか」ということを女性にだけ質問していた。

6 募集・採用に当たって、女性であることを理由として、その対象を女性のみとすること。

(女性のみとしていると考えられる例)

- ☐ 「事務職」、「一般職」、「販売職」などの募集で女性のみを募集していた。
- ☐ 「ウエイトレス」、「看護婦」など女性を表す職種名で募集していた。
- ☐ 「女性歓迎」、「女性向きの職種」等の表示をして募集していた。



ポイント

1. 女性が排除されているか、女性に不利な条件が付いているか等を判断する場合は、大卒総合職、大卒技術系、高卒事務系など、学歴や職種等による区分ごとにみて、同じ区分の男性と比較して判断してください。
2. 女性は補助的な仕事や細かい作業に向いているなどの先入観によって、一定の職種・職務について女性のみを募集・採用することは、かえって女性の職域を限定したり、女性の仕事と男性の仕事を分離してしまうという弊害をもたらすとの観点から、女性のみ募集・採用は原則として禁止されました。

働く女性をとりまく法律とは…

働く女性をとりまく労働関係の法律には、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法などがあります。

これから社会人となる皆さんも、よく理解しておいてください。

男女雇用機会均等法

- ① 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇の各分野において、女性に対する差別（女性のみを対象とする取扱いや女性を優遇する取扱いも含みます）を禁止し、男女均等な取扱いを事業主に求めています。
- ② 職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するために、事業主に雇用管理上必要な配慮を求めています。
- ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理のために必要な措置を事業主に義務付けています。

労働基準法

労働基準法には、賃金、労働時間、休暇等の労働条件について最低の基準が定められています。

- ① 賃金について、女性であることを理由として男性と差別的取扱いをしてはならないことになっています。
- ② 原則として、1日8時間、1週40時間を超えて働かせてはいけないことになっています。この時間を超えて働かせる場合には時間外労働協定が必要とされています。
- ③ 女性の職域拡大を図り、男女の均等取扱いを一層促進する観点から、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制が解消され、男女同一の枠組みとなっています。
- ④ 妊娠婦は請求すれば、時間外・休日労働、深夜業が免除されます。
- ⑤ 産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間は休業することができます。
- ⑥ 1歳未満の子供を育てる女性労働者のために、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を取ることができます。

育児・介護休業法

- ① 男女労働者とも、事業主に申し出れば、子が1歳に達するまでの間育児休業をすることができます。
また、男女労働者とも、事業主に申し出れば、3か月間を限度として、配偶者、父母、子など家族を介護するために介護休業をすることができます。
- ② 育児休業や介護休業の他、育児や家族の介護のために、1日の勤務時間を短縮する制度などを設けなければならないことになっています。
- ③ 育児や介護を行う男女労働者が請求すれば、深夜業が制限されます。

就職活動にあたって…

I 「女子学生の就職難」といわれていますが……

- 平成11年3月に大学を卒業した新規学卒者の就職率は、全体では92.0%でしたが、女子学生の就職率は89.2%と、**男性より厳しい状況**になりました。
- 女子学生の就職難は、厳しい経済情勢のため、全体として求人数が少なくなっていることに加えて、これまで女性が多く働いていた**事務職の求人数が大幅に減少**しており、女子学生の希望職種と企業が求める職種との間の**ミスマッチ**にも原因があります。

II 「女性だから事務職」などと考えていませんか？

幅広い職業選択を!!

- 女子学生の就職状況をみると、事務職が約6万人と最も多いものの、その割合は減ってきています。反対に営業・販売職やサービス職、技術職に就く女性の割合は増え、事務職以外の職業に就く女性が増加しています。
- 今、事務職などの管理部門を合理化し、人数を減らす企業が増えています。あなたの能力を発揮する場はたくさんあります。自分にはこれしかできないなどと枠を決めてしまわないで、いろいろな仕事に目を向けてみましょう。

III 「会社を選ぶ基準」を、どこにおいていますか？

- 会社を選ぶ基準は、人それぞれです。
どういう業界の会社に入って、どのような働き方をしたいかを、あなたは具体的に**イメージ**できますか？
- 興味を持った会社での女性の働き方、
例えば……女性の割合は、勤続年数は、既婚者の割合は、管理職の人数は、会社の雰囲気は、育児休業取得者は？
等を知ること、重要なポイントです。

働く女性をとりまく法律については、このリーフレットを参照してください。

女子学生の就職問題に関する相談は女性少年室へ…

- 女性少年室では、女子学生から相談を受け付け、アドバイスや情報を提供するとともに、相談内容が、均等法に照らし問題のある場合には、企業から事情を聞くとともに、助言、指導を行います。
- 女性が不利に取り扱われていると思ったら是非一度女性少年室にご相談下さい。相談は来室に限らず、電話、FAX、手紙など何でも結構です。

都道府県名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号
北海道	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2715	011-709-8786
青森	030-0801	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	0177-35-1033	0177-77-7696
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎	019-622-4645	019-623-0440
宮城	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8844	022-299-8845
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-862-6684	018-862-4300
山形	990-0041	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎	023-624-8228	023-624-8246
福島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	024-536-4609	024-536-4658
茨城	310-0061	水戸市北見町1番11号	029-221-3915	029-233-0725
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795	028-637-5998
群馬	371-0026	前橋市大手町1丁目1番3号	027-231-5136	027-232-9639
埼玉県	336-0012	浦和市岸町5丁目8番13号	048-822-4273	048-832-4887
千葉県	260-0013	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307	043-221-2308
東京都	112-0004	文京区後楽1丁目7番22号	03-3814-5372	03-3814-5619
神奈川県	231-0003	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7380	045-211-7381
新潟県	951-8133	新潟市川岸町1丁目56番地	025-266-0047	025-265-6420
富山県	930-0856	富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎	076-432-2740	076-432-3959
石川県	920-0026	金沢市西念町103街区12番地 金沢西合同庁舎	076-231-3086	076-221-3087
福井県	910-0019	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-3947	0776-22-4920
山梨県	400-0007	甲府市美咲1丁目2番13号	055-252-6779	055-254-4677
長野県	380-0846	長野市旭町1108番地 長野第1合同庁舎	026-234-7817	026-234-7820
岐阜県	500-8114	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-3046	058-245-3425
静岡県	420-0853	静岡市追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-252-5310	054-252-8216
愛知県	460-0001	名古屋市中区三ノ丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-4191	052-951-4193
三重県	514-0002	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-228-2782	059-228-2785
滋賀県	520-0057	大津市御幸町6番6号	077-523-1190	077-527-3277
京都府	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地	075-241-0504	075-241-0493
大阪府	540-0008	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6941-8940	06-6946-6465
兵庫県	650-0042	神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎	078-332-7045	078-332-7005
奈良県	630-8113	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-36-1820	0742-36-1821
和歌山県	640-8392	和歌山市中之島2249番地	0734-22-4743	0734-22-4881
鳥取県	680-0011	鳥取市東町2丁目302番地 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-3249	0857-29-4142
島根県	690-0001	松江市東朝日町76番地 労働総合庁舎	0852-31-1161	0852-31-1505
岡山県	700-0907	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-7639	086-224-7693
広島県	730-0012	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-223-2878	082-223-2875
山口県	753-8505	山口市巾原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	0839-22-8017	0839-22-3880
徳島県	770-0851	徳島市徳島町城内6番6号 徳島地方合同庁舎	088-652-2718	088-652-2751
香川県	760-0018	高松市天神前5番12号	087-831-3762	087-831-3759
愛媛県	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5222	089-935-5223
高知県	780-0074	高知市南金田48番2	088-885-6041	088-885-6042
福岡県	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-4894	092-411-4895
佐賀県	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7150	0952-32-7151
長崎県	852-8106	長崎市岩川町16番16号 長崎合同庁舎	095-844-4384	095-844-4423
熊本県	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-352-3865	096-352-3876
大分県	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎	097-532-4025	097-537-1240
宮崎県	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-25-5531	0985-25-5543
鹿児島県	892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099-222-8446	099-222-8459
沖縄県	900-0033	那覇市久米2丁目30番1号	098-868-4380	098-869-7914